議会だより

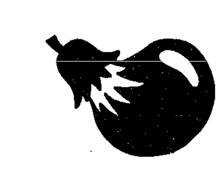

第三回臨時村議会

昭和五十四年第三回臨時村議会は、七月三〇日招集され、会期一日で一般会計補正予算案が満場一致で可決成立しました。

○議案第四〇号　一般会計

本予算案は、歳入歳出それぞれ三〇九一万円増額し、予算総額を七億七四八二万四千円とするものであります。

※歳入の主なもの
地方交付税　八二九万九千円
諸収入　二二七一万一千円

※歳出の主なもの
一般農道整備事業　五三二万五千円
土地開発基金へ戻し入れ　一七一八万七千円
防火水槽工事費増　二九万二千円
可搬ポンプ一台　五八万五千円
小学校水洗便所工事関係費　六八五万六千円

以上となっております。

大別当で起工式
集落開発センター

大別当集落開発センターの起工式は、七月十六日午前八時から建設現場である大別当旧味方樋管普通水利組合堤塘で行なわれました。

この施設は新潟県農林水産業振興事業の集落開発センター整備事業として本年度採択になったもので、集落の生産と生活の改善を目的とし、研修会並びに各種集会の開催及び健全な余暇活動を通じて集落のコミュニティづくりを助長する施設です。

工事の入札は七月十三日に入札が行なわれたが、建築材料等の値上りのため不調に終ったので、七月十六日随意契約により小林建材（鏡建築）が九〇〇万円で落札しました。

補助金は県が四〇〇万円、村が三〇〇万円で残りの二〇〇万円が部落の負担となります。

施設は木造平屋建一二六、九三㎡（三八・四坪）で、和室十畳三室八帖一室、調理室三三、一二㎡（十坪）が備えてあります。

竣工予定は十一月十五日となっております。

電波は国民の財産
―不法電波一掃月間―

今日の電波は、私たちの日常生活に欠かすことのできないテレビやラジオを始めとして、非常に広い範囲にわたって私たちの生活の中に入りこんできています。

ところが、わが国では使用が認められていないシービー（CB）などと呼ばれているトランシーバーが一部の人たちの間で使用されています。

このトランシーバーから出る電波は、沿岸漁業の漁船の通信や、海や山での遭難者の救助のための通信を始めとして、広く各方面で使用されているものと同じものです。したがってこのトランシーバーを使って電波を発射するとこれらの通信を妨害することになり、生命の安全すらおびやかされることにもなりかねません。また、個人が電波を発射する場合は必ず郵政大臣の免許を受けることになっています。

「電波法」を守り、正しく使用しよう。

不法電波一掃月間
8月1日～8月31日

無線機器型式検定合格マーク
あなたの市民ラジオ（トランシーバー）には、このマークがついてますか。

8月は水の週間
＝節水の工夫＝

蛇口　ひねり方しだい

蛇口から出る水の量は、一分間に、ちょっとひねって（三分の一）約五リットル、いっぱいひねると約二十五リットルにもなります。

その差二十リットルの節水はあなたの使い方しだいです。炊事など流しっぱなしで使うときは蛇口のひねり具合を調整しましょう。

洗車　バケツ洗いがお得

十リットルのバケツなら五杯もあれば十分ですが、蛇口を半分ひねって十五分間流しっぱなしで洗ったとしますと、約二百リットルの水が必要です。一週間に一度、月四回洗車するとして、バケツ洗いの場合、ホース洗いに比べて約六百リットルの節水になります。

洗たく　ためすすぎのすすめ

家庭で使う水の中で、一番多いのは洗たく用です。洗たくもすすぎ方しだいで水の使用量がずいぶん違ってきますので、工夫してみましょう。すすぎの時間や回数にもよりますが、おおよそ、流しっぱなしのすすぎに比べて、水をためての〝ためすすぎ〟の方が、水の使用量は半分ですみます。

村民登山　めざせ五頭の頂上！

去る、七月八日、月潟村公民館梨の実山岳会共催による村民登山が行なわれました。

午前七時、役場前を出発し一時間余りバスに揺られて登山口に到着、一行二十五名を四班に分け五頭山五の峰を目ざし登山開始！初夏の陽ざしは思ったより暑く背中の荷物も重く感じられましたが、参加者相互の協力や山岳会の方の適切な指導により全員無事に五の峰まで登りきることができました。

それから各班で食事の準備をし昼食、暑い中での熱い味そ汁はなかなかの珍味で汗の量も一段と多くなりました。この後休憩をし一時三〇分に下山、五時前に役場に到着解散しました。

体力不足と水のありがたみを痛感させられた一日でした。

来年も登山をやりますが暑い夏を避けて計画したいと思いますので参加をお待ちしております。

頂上めざしてがんばるぞ！

あなたはどの健保

◎一、あなたはどれか一つの保険に入らなければなりません。

健康保険制度には八つの種類があり、すべての国民は、このどれかに加入しなければなりません。そして、どの保険に加入するかは、あなたやあなたの家族の職業、住所、所得などによって決まっているのです。職場の健保や共済組合に入っていない人はすべて国保に加入することになります。加入の届けは法律で定められた、あなたの果すべき義務です。迷子にならないで下さい。

◎二、加入届の遅れはあなた自身の損失です。

加入届の提出を怠るとあなた自身が困ることになります。病気になっても保険は効きませんので、時には何十万円もの医療費をすべて自分で支払わなければなりません。しかも、（国保税）は加入届を出していなかった期間の分についても支払うことになります。会社をやめた方、健保・共済組合にはいっている家族で所得の増えた方、あなたはもう届け出は済みました。

（注）健康保険の資格について疑問の点がございましたら係へお問い合せ下さい。

異動があった場合は、お忘れなく十四日以内に届出を

○暮しと結ぶあなたの国保
○突然の病気であわてる　未加入者
○手続きをすませて安心　病気の備え

国保加入状況
（7月1日現在）

総世帯数	国保世帯数	加入率	総人口	国保加入数	加入率
810戸	561戸	69.3%	3,894人	2,173人	55.8%

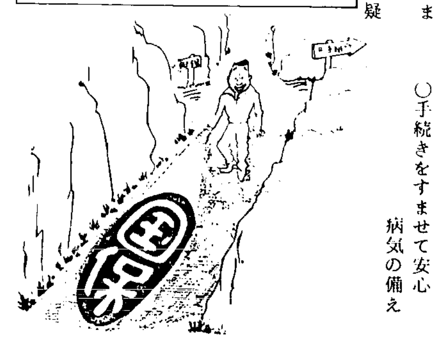

鉄砲による鳥獣駆除実施中
後期は8月14日～9月2日迄

「只今から午前八時まで鉄砲による有害鳥獣駆除を行ないます。危険ですので果樹園および農道には立入らないようお願いします」―鳥獣駆除も今年で三年目を迎えました。毎年の駆除でいくらかは減ってはいるものの果実の収穫期頃になるとどこからともなく飛来し被害をおよぼしていることから、村ではカラス、ムクドリ等による果実その他農産物への食害防止のため七月二十日から九月二日までの期間、鉄砲による駆除を実施しております。

果実における食害は特に桃・ブドウ・新水・幸水・豊水等芳香性の強い品種、作物に集中したため生産者自らの手で防ごうと果樹栽培者らが中心になって狩猟免許を取得し、本年からベテランの六名に加わわり総勢二十一名で実施しているところです。

七月二十日から八月八日までは果樹地帯を実施区域として行なってきましたが、八月十四日から九月二日におきましては村内全域を対象にハトを含めた駆除を実施することに計画いたしました。また時間も日の出から午前八時までと午後一時から二時までの間にそれぞれ実施いたしますので、この時間帯におきましては危険防止のため農道・果樹園等に立ち入らないようご協力をお願い申し上げます。

尚、後期分の実施日は次のとおりとなります。但し雨の場合中止。

八月十四日(火)　二十四日(金)
十六日(木)　二十六日(日)
十八日(土)　三十日(木)
二十二日(水)　―　九月二日(日)